

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「当振興会」)においても、上記基本方針に基づき、平成23年7月1日公告案件から以下のとおり、契約相手方となる法人様と当振興会との関係に係る情報を当振興会のホームページ上において公表することとさせていただきますので、所要情報の当振興会への提供及び当該情報の公表に同意・ご了承の上、応れ若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願い申し上げます。

(1) 公表の対象となる契約

当振興会の支出の原因となる契約(競争性のない随意契約だけでなく、一般競争入札及び企画競争・公募も含む)が対象となります。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合はその対象から除かれます。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第1号に規定する場合(「国の行為を秘密にする必要があるとき」)に準ずる事由があるもの。
- ② 予定価格が、予算決算及び会計令第99条第2号(工事又は製造の請負の場合、400万円)、第3号(財産の買入れの場合、300万円)、第4号(物件の借入れの場合、150万円)又は第7号(上記以外の場合、200万円)のそれぞれの金額を超えない契約。
- ③ 光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約。

(2) 公表の対象となる契約相手方法人様の条件(※次の①、②のいずれにも該当する場合のみとなります。)

- ① 当振興会において役員を経験した者が再就職している場合又は当振興会において課長相当職以上の職を経験した者(以下「当振興会 OB」)が役員等として再就職している場合。(※「役員等」とは、役員のほか、相談役・顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、契約相手方法人様の経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる役職である場合を指します。)なお、当振興会 OB の再就職者の在職有無の判断基準日は当該契約の締結日とさせていただきます。
- ② 当振興会との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている場合。(※「総売上高又は事業収入」の額とは、当該契約の締結日直近の財務諸表に掲げられた額となります。また「取引高」とは、当該財務諸表の対象事業年度における取引実績額となります。)

(3) 契約締結時に当振興会へ契約相手方法人様から提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当振興会 OB に係る情報(在職人数と現在の職名及び当振興会における最終職名)。
- ② 契約締結日時点の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入が記載されているもの)。

(4) 公表させていただく情報

当振興会では、前記(2)の公表対象に該当する契約及び契約相手方法人様に関し、従前より契約ごとに別途公表することとされている工事又は物品役務等の契約件名及び数量、契約締結日、契約相手方法人様の名称、所在地、契約金額と併せ、以下の①～④に記載した情報内容について公表させていただきます。

- ① 前記(2)の①に該当する当振興会 OB の再就職者の在職人数と現在の職名及び当振興会における最終職名。
- ② 当振興会との間の取引高。
- ③ 総売上高又は事業収入(直近の財務諸表に掲げられた額)に占める当振興会との間の取引高の割合区分。
(区分①：3分の1以上、2分の1未満 / 区分②：2分の1以上、3分の2未満 / 区分③：3分の2以上)
- ④ 一者応札又は一者応募である場合にはその旨。

(5) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(但し、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については原則として93日以内)に当振興会のホームページ上において公表する予定としております。

なお、誠に勝手ながら、案件への応札(若しくは応募)又は契約の締結をもちまして、上記所要情報の当振興会への提供及びその情報の公表に同意されたものと判断させていただきますことを予めご了承ください。また、公表の対象となる契約相手方法人様には大変お手数をお掛け致しますことをお詫び申し上げますと共に、皆様の御理解と御協力のほどを何卒よろしくお願い申し上げます。